

Japan tax alert

EY税理士法人

EU共同移転価格フォーラム、 APA及び仲裁協定に基づく 継続中のMAPに関する2018年 の統計データの報告書を公表

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2019年7月、欧州連合(EU)の共同移転価格フォーラム(Joint Transfer Pricing Forum、以下、「JTPF」)は、2018年末時点におけるEUの事前確認(APA)に関する統計データ(Statistics on Advance Pricing Agreements (APAs) in the EU at the end of 2018)(以下、「APA統計」)及び2018年末時点における仲裁協定に基づく係属中の相互協議(MAP)に関する統計データ(Statics on Pending Mutual Agreement Procedures (MAPs) under the Arbitration Convention at the end of 2018(係属MAP統計)の2つ報告書を公表しました¹。

APA統計では、加盟国のAPA業務に関する概要が国別に示されています。この概要によれば、APA業務を(正式に)導入していない加盟国がまだ存在し(すなわち、ブルガリア、キプロス、エストニア、マルタ)、加盟国全体の半数以上がAPAの申請に対し手数料を適用しています。2017年のデータと比較すると²、実施中の国内APAの総数は減少しましたが、実施中の二国間または多国間APAの件数は増加しました。加盟国が受理したAPA申請の総件数は2017年とほぼ同水準でしたが、ベルギーで承認されたAPAが減少したことにより、承認されたAPAの件数は大幅に減少しました。

係属MAP統計では、2018年末時点における仲裁協定(Arbitration Convention)に係る係属事案の現状が示されています。2018年に発生した事案と処理された事案がほぼ同数であるため係属事案総数は比較的同水準にとどまっています。

2017年のデータと比較すると、発生した事案と処理されたMAP事案の数が大幅に増加しました。2018年には、ほぼ2,000件の約半数が、2年以上係属していました。一般に、処理一件当たりにより要した平均的な期間は2017とほぼ同じでした³。

「詳細解説」と「今後の影響」については、2018年8月22日のGlobal Tax Alert「[EY Joint Transfer Pricing Forum releases reports containing 2018 statistics on APAs and pending MAPs under the Arbitration Convention](#)」をご参照ください。

巻末注

1. 2017年との比較については、2018年12月6日付Japan Tax Alert、「EU協働移転価格フォーラムが移転価格コントロールに対する協調的アプローチに関する報告書に加え、仲裁協定に基づくAPA及び継続中のMAPに関する統計データを公表」をご参照ください。
2. 「[Statistics on APAs in the EU at the end of 2017](#)」
3. 「[Statistics on Pending MAPs under the Arbitration Convention at the end of 2017](#)」

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎

パートナー

ichiro.suto@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190905

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp